政治経済〈政治編〉　第２講　基本的人権１

１．基本的人権

基本的人権　＝　人が生まれながらにして有する権利、「侵すことのできない永久の権利」
もっとも、「①（　　　　　　　　　）」による制約あり
＝　人権相互の矛盾衝突を調整するための実質的公平の原理

２．自由権

自由権　＝　国家権力による制限・介入・干渉を排除し、自由を保障する権利

２－１．精神的自由権

（１）①（　　　　　　　　　）の自由（19 条）
…　沈黙の自由をも含む　→　内心の自由ゆえ、絶対的保障

（２）②（　　　　　　）の自由（20 条）
…　信仰の自由、宗教活動の自由、宗教的結社の自由が含まれる

関連事項

③（　　　　　　　　）の原則（20 条 1 項・3 項、89 条）
…　国家権力がいかなる宗教活動に対しても支援や関与をしてはならないとの原則
→［判例］その行為の目的が宗教的意義を有するか、
その行為の効果が特定の宗教に対する援助・助長または圧迫・干渉になるかにより判断

（３）④（　　　　　　）の自由（21 条）
…　人格形成に資するとともに、民主主義の基盤として極めて重要
しかし、表現は外部的行動を伴うため、制約があり得る

関連事項

⑤（　　　　　　）
＝［判例］行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、
表現物の一部または全部の発表を禁止する目的で、対象とされる表現物を一般的・網羅的に、
発表前に審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止すること　→　絶対的禁止

（４）⑥（　　　　　　）の自由（23 条）
…　学問研究等についての自由を保障
学問研究の中心である大学について、大学の自治をも制度的に保障

２－２．経済的自由権　※　いずれも「公共の福祉」の観点からの制約があり得ることが明記されている

（１）　①（　　　　　　　　　　）の自由（22 条）

（２）　②（　　　　　　　　　）の自由（22 条）…　営業の自由をも保障

（３）　③（　　　　　　　　）の不可侵

…　もっとも、私有財産についても「正当な補償」により公共のために用いることができる

２－３．身体的自由権

（１）　①（　　　　　　　　　）の保障（31 条）

…　法律に定められた適正な手続によらなければ自由を奪われたり刑罰を科されたりしない

（２）　②（　　　　　　　　　）主義（31 条）

…　いかなる行為が犯罪となり、いかなる刑罰が科せられるかはあらかじめ法律で規定

関連事項

刑事罰の③（　　　　　　　　）（39 条）

…　実行のときに適法であった行為について、事後的に法律を制定して処罰することはできない

（３）　④（　　　　　　　　　　）の原則（39 条）

…　判決確定の場合において、同一事件について再び刑事上の責任を問われない

例外　被告人に有利な⑤（　　　　　　）は認められる

（４）　⑥（　　　　　　　　　）の禁止（39 条）

…　同一の行為を別の罪として処罰することはできない

（５）　⑦（　　　　　　　）主義（33・35 条）

…　逮捕、捜索、押収等の強制処分にあたっては司法機関の発する令状が必要

例外　現行犯逮捕

（６）　残虐な刑罰の禁止（36 条）

（７）　公平な裁判所の迅速な公開裁判（37 条）

（８）　⑧（　　　　　　　）権（38 条）…　自己に不利益な供述を強要されない

関連事項

自白　…　強制・拷問による自白、不当に長い抑留・拘禁後の自白等は証拠とされない

また、自白のみで有罪とされることはない

（９）　⑨（　　　　　　　　　　）・意に反する⑩（　　　　　　）からの自由（18 条）

…　前者は刑罰等としても絶対的禁止

【過去問：H 18 年度　国家Ⅲ種】

日本国憲法第 3 章には、国民の基本的人権が広い範囲にわたって保障されており、権利濫用の禁止と、（　A　）のために利用する責任とが定められている。

憲法は国民に対し、憲法が保障する自由および権利についてその濫用をいましめ、国民が権利を行使するに当たっては、「常に（　A　）のためにこれを利用する責任を負ふ」（第 12 条）ことを明らかにしている。

また、憲法は居住、移転や職業選択の自由、（　B　）などについても、（　A　）による限界を特に定めている。

	A	B
1.	公共の福祉	請願権
2.	公共の福祉	財産権
3.	公益優先	普通選挙権
4.	公益優先	損害賠償請求権
5.	個人の尊厳	裁判を受ける権利

〈*Note*〉

政治経済〈政治編〉　過去問解答

第１講　日本国憲法の基本的性格	4
第２講　基本的人権１	2
第３講　基本的人権２	1
第４講　統治機構　三権分立・国会	2
第５講　統治機構　内閣・裁判所	4